

大和市告示第 2 2 3 号

大和市地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う電波障害対策事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 日

大和市長 大 木 哲

大和市地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う電波障害対策事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市地上デジタルテレビ放送完全移行に伴う電波障害対策事業の実施に関する要綱（平成 2 2 年大和市告示第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号及び第 9 号を次のように改める。

- (8) 旧大和市生涯学習センター（大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年大和市条例第 1 5 号）第 2 条の規定による改正前の大和市生涯学習センター条例（昭和 4 4 年大和市条例第 2 0 号）別表第 1 に規定する大和市生涯学習センターをいう。）
- (9) 旧大和市立図書館（大和市立図書館条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年大和市条例第 1 6 号）第 2 条の規定による改正前の大和市立図書館条例（昭和 3 1 年大和市条例第 3 1 号）第 3 条に規定する大和市立図書館をいう。）

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 1 月 3 日から施行する。